

ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアルに関する事項

改正規則

鋼船規則 C 編及び CS 編

改正事項

ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアルに関する事項

改正理由

IACS は、ドア及び内扉に関する IACS 統一規則 S8 及び S9 において、船上に保持すべきドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアルに船級証書及び条約証書が含まなければならない旨規定しているが、マニュアル作成時に同証書のコピーを入手することは困難であり、また、定期的な証書の更新の度にマニュアルを更新することは合理的でないことから、同統一規則から船級証書及び条約証書の記述を削除するよう改正した。

今般、IACS 統一規則 S8(Rev.4)及び S9(Rev.6)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアルに含めなければならない事項から、船級証書及び条約証書を削除した。